

加盟団体及び会員に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人長野県体育協会（以下「この法人」という。）定款第10条の規定に基づき、この法人の加盟団体の加入及び退会並びに負担金の納入について定め、さらにはこの法人の運営並びに活動に対して支援する賛助会員について必要な事項を定める。

(加盟団体)

第2条 加盟団体とは、定款第5条に規定する団体をいう。

- 2 スポーツの各競技を代表する団体とは、それぞれの競技別全県統轄団体として適当な組織をもつ団体とする。
- 3 学校体育を代表する県単位の団体とは、県高等学校体育連盟、県高等学校野球連盟、県中学校体育連盟とする。
- 4 市町村又は郡を代表する体育団体とは、市町村又は郡の社会体育の総合的統轄団体として適当な組織をもつ団体とする。

(加盟手続き)

第3条 この法人の定款第6条の規定により、新たに加盟団体となろうとする団体は、次の書類を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 加盟申請書
 - (2) 会則（規約）
 - (3) 役員名簿（役名及び氏名を記載したもの）
 - (4) 組織表及び事務局体制
 - (5) 過去3年の事業報告及び決算書
 - (6) 当該年度事業計画書及び収支予算書
 - (7) 第2条第2項に掲げる団体の場合は、それを証する書類
 - (8) 第2条第2項に掲げる団体の場合は、審判員の養成制度について説明する書類
- 2 前項の承認を受けた団体は、毎年5月末日までに別に定める負担金を納めなければならない。
 - 3 加盟団体は、会則その他提出書類に変更があった場合には、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。
 - 4 加盟団体は、毎事業年度開始前に当該年度の事業計画書、収支予算書及び登録人員を、また、事業年度終了後3箇月以内に、事業報告書及び収支決算書を理事長に届け出なければならない。
 - 5 第1項により承認を受けた場合は、翌年度の4月1日から加盟するものとする。

(負担金の使途)

第4条 前条の負担金は、毎事業年度における合計額の10%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

(脱退手続き)

第5条 加盟団体が、定款第8条の規定によりこの法人を脱退しようとするときは、次の書類を提出し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 脱退申請書
 - (2) 脱退理由書
- 2 前項の場合、既納の負担金は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(除名)

第6条 定款第9条の規定により、この法人から除名をしようとするときは、その除名が審議される理事会において、加盟団体に弁明の機会を与えなければならない。

2 前条第2項の規定は、除名の場合に準用する。

(会議)

第7条 理事長は、必要に応じ、第2条に規定する加盟団体を招集して会議を開催することができる。

(賛助会員)

第8条 賛助会員とは、この法人の目的に賛同して入会した個人又は法人をいう。

2 賛助会員は、次の事項を受けすることができる。

- (1) この法人が発行する発行物の提供
- (2) この法人が会員に案内をする行事等への参加
- (3) その他

(賛助会費)

第9条 賛助会員は、次に定める会費を毎年納入するものとする。

- (1) 個人会員 年間1口 5,000円とし、1口以上
- (2) 法人会員 年間1口 10,000円とし、1口以上

2 退会による会費の返還は行わない。

(会費の使途)

第10条 前条の賛助会費は、毎事業年度における合計額の80%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附則

- 1 この規程は、公益財団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の移行登記日までの間、第1条に「定款第10条」とあるのは「寄付行為第24条第2項」と読み替えるものとする。
- 3 財団法人長野県体育協会加盟規程は廃止する。
- 4 財団法人長野県体育協会賛助会員規程は廃止する。